

一関市復興推進計画

平成 26 年 10 月 17 日

岩 手 県 一 関 市

1. 計画の区域

一関市全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心として広範囲に甚大な被害をもたらし、岩手県内においても沿岸部を中心に多数の企業が被災し、事業活動の見直しや休業止に追い込まれる状況となり、多くの人々の雇用が失われた。当市でも最大震度 6 弱を 2 度も観測し、住家被害は全壊 57 棟、半壊 731 棟、一部損壊 3,365 棟、上下水道施設被害は 445 箇所、道路被害は 1,573 箇所など、住宅、ライフライン、道路や各種施設等の社会基盤は甚大な被害を受け、当市全体の被害額は約 258 億円にものぼり、復旧に取り組んできたところである。また、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の飛散により、健康不安や農林産物等の汚染被害への対策を講じている。

その中で、当市の基幹産業である商工業における被災者の復旧復興においては、市内の商業 307 事業所、工業 231 事業所において建物、設備等が被災し、地域経済に影響を及ぼしており、当市では制度融資に対する独自の利子・保証料補給等により支援を行っている。

このような中で、当市の早期復興に向けて、中核的な産業を担う立地企業の設備投資等を支援することで地域経済の活性化を図るとともに、当市のみならず被災地沿岸部を含めた雇用の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

当市の中核的な産業である各種商品小売業について、雇用機会の拡充を図るとともに、安定した雇用の確保を促進するため、立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

当市に立地する株式会社一関開発（以下、「対象事業者」という。）が、当市中里地区において、複合商業施設を整備するために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

当市の各種商品小売業は、市内の卸売業・小売業における従業者数で第4位の中核的な産業である。その中で本事業は、市内の各種商品小売業における従業者数の約45%を占める対象事業者が実施するものであり、今回の設備投資額は、当市における同業種の平均投資額を大きく上回るものである。

また、今般の事業に伴い、257人の新規雇用を予定しているが、沿岸部からの一定の雇用を計画しており、当市の復興はもとより沿岸被災地の復興にも寄与するものである。

したがって、本事業による雇用効果や経済効果は大きく、計画の目標である「中核的な産業を担う立地企業の設備投資等を支援することで地域経済の活性化を図るとともに、当市のみならず被災地沿岸部を含めた雇用の創出を図る」ために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与する中核的な事業である。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社三井住友銀行、一関信用金庫

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（３億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第４４条の規定に基づく措置）

５．当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当市において複合商業施設の整備を行う対象事業者は、当市の各種商品小売業における代表的な企業の一つとなり、その売上高は当市に事業所を有する各種商品小売業の事業者の中でもトップクラスとなることが見込まれる。本事業による複合商業施設の整備により、市内はもとより沿岸被災地における雇用維持及び新規雇用が創出されることとなる。

このことから、当該計画の実施は当市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

６．その他

本計画の策定に際し、法第４条３項に基づき、岩手県の意見を聴取した。

また、当市、岩手県、一関商工会議所、株式会社三井住友銀行、一関信用金庫、対象事業者を構成員とする一関市復興推進協議会（地域協議会）において、法第４条第６項の規定に基づく協議を行った。